



発行 東京都

目次

規則

- 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）……………一
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
- 東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………三

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………四
- 建築士法による行政処分……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………四
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………（住宅政策本部住宅企画部民間住宅課）……………五
- 平成二十六年東京都告示第八百三十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第百二十三条第二項に規定する石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項）の一部改正……………（環境局環境改善部大気保全課）……………五
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………五

規則

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十号

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第九号様式の三から第九号様式の五まで、第十六号様式、第十八号様式、第十九号様式表及び第二十号様式中「㊦」を削る。

「上記のとおり粗体ありません。」

別記第二十一号様式中

年 月 日 及び
氏 名 「

「㊦」を削る。

別記第二十二号様式、第二十三号様式及び第二十九号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都屋外広告物条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小池 百合子

別記第十号様式中「**四**」を「**東京都知事**」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則第二号様式、第三号様式、第八号様式及び第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十二号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の

一部を改正する規則の一部を改正する規則

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十九年東京都規則第百六号)の一部を次のように改正する。

別記附則様式**面**(表**中**)「**四**」を「**東京都知事**」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則別記附則様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十三号

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式**1**、第四号様式及び第五号様式中「**四**」を削る。
(第**面**)

別記第六号様式

「上記のとおり請求します。」

東京都知事 殿

年 月 日

を

住所
氏名

印

「上記のとおり請求します。」

東京都知事 殿

年 月 日

に改める。

住所
氏名

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都光化学スモッグの影響による

と思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則別記第三号様式から第六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第三百六十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年三月二十六日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区上板橋一丁目及び二丁目各地内

四 事務所所在地

板橋区上板橋一丁目二十三番九号

五 設立認可の年月日

令和三年三月二十六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは、官報等に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和三年四月二十四日

●東京都告示第三百六十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第二十六条第一項の規定による建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第二十二条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称

日本建築設備設計株式会社一級建築士事務所

(二) 所在地

中央区京橋一丁目六番十三号

(三) 開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社NKSS(商号変更前は日本建築設備設計株式会社) 岡村 泰孝

(四) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(五) 登録番号

東京都知事登録第六〇九〇九号

二 処分をした年月日

令和三年三月八日

三 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

法第二十四条第一項の規定に違反し、一級建築士事務所を管理する専任の一級建築士を置いていないことが、法第二十三条の四第一項第十号に該当するため

●東京都告示第三百六十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 株式会社ふるさと
- 二 支援法人の住所 台東区竜泉三丁目四十四番五号
- 三 支援業務を行う事務所 台東区竜泉三丁目四十四番五号
第二岩本ビル一階
- 四 指定年月日 令和三年二月十日

●東京都告示第三百六十三号

平成二十六年東京都告示第八百三十号(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第百二十三条第二項に規定する石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項)の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

題名を次のように改める。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第百二十三条第二項に規定する知事が定める作業上の遵守事項
題名の次に次の前文を付する。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十

二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)第百二十三条第二項に規定する知事が定める作業上の遵守事項は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)第十八条の十五及び第十八条の二十の規定によるほか、次のとおりとする。

第一中「吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)」を「吹付け石綿」に、「保温材(石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。)」を「断熱材等(断熱材、保温材又は耐火被覆材を含む。)」に改め、「大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)第十八条の十七及び第十八条の十八の規定によるほか、次によること。」を削り、四を削り、第一 五中「吹き付け石綿」を「吹付け石綿」に、「保温材」を「断熱材等」に改め、第一中五を四とし、六を五とする。

第一 七中「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)」を「条例」に、「第十八条の十七第一項」を「第十八条の十五第一項」に改め、第一中七を六とする。

第一 八中「七」を「六」に、「吹き付け石綿」を「吹付け石綿」に、「保温材」を「断熱材等」に改め、第一中八を七とする。

第二中「のうち吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材以外のもの(以下「石綿含有成形板」という。)」を削り、「施工する者」の下に「のうち、第一に該当する者以外の者」を加え、一及び二を削り、第二 三中「石綿含有成形板の破片その他の」を削り、第二中三を一とする。

第二 四中「五」を「四」に改め、第二中四を二とする。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和三年東京都規則第三十四号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされているものに対するこの告示による改正後の石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項の規定の適用については、なお従前の例による。

公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和三年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名
多摩市貝取一丁目三十八番の 練馬区関町東二丁目十三番
一部、六十二番一及び同番二 十二号
株式会社 大興ネクスタ
並びに同番三の各一部 代表取締役 菅野 良寛

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

